

札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に関する改定協定書 兼 利用料金変更書

札幌市（以下「甲」という。）と札幌駅周辺自転車等駐車場（以下「本施設」という。）の指定管理者である札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ（以下「乙」という。）は、札幌市自転車等駐車場条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、次のとおり本施設の協定（以下「協定」という。）を改定し、協定第18条第1項及び第2項の規定により甲が乙に支払う管理費用を減額するとともに、利用料金を改定することに合意する。

上記合意の証として本書2部を作成し、双方が保管する。

（管理費用の減額等）

- 1 協定のうち、本書別表1の改定前の欄に示す部分を、この書面の締結の日以降、改定後の欄のように改める。

（利用料金の改定）

- 2 上記1による改定後の協定第17条の2の規定に基づき、甲乙の合意により、令和7年3月18日以降の利用料金を本書別表2のとおり改定する。

令和7年2月27日

（甲） 札幌市中央区北1条西2丁目

札 幌 市

代表者 市 長 秋 元 克 広

（乙） 札幌市中央区北12条西23丁目2番5号

札幌駅周辺自転車等駐車場指定管理者

札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

代表者 株式会社札幌振興公社

代表取締役社長 浦 田 洋

別表 1

改定前							改定後											
(新設)							第 17 条の 2 甲が必要と認めたときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、甲乙双方の書面による合意をした上で、新たに利用料金を定めることができる。											
(管理費用) 第 18 条 甲は、管理業務に係る費用（以下「管理費用」という）として、金 72,745,400 円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと 4 回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。							(管理費用) 第 18 条 甲は、管理業務に係る費用（以下「管理費用」という）として、金 70,307,606 円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと 4 回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。											
回数		請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				回数		請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）								
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度			
1 回 目		7 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,630,100	1 回 目		7 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,020,656			
2 回 目		10 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,630,100	2 回 目		10 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,020,650			
3 回 目		1 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,630,100	3 回 目		1 月	3,699,500	3,563,000	3,630,100	3,630,100	3,020,650			
4 回 目		4 月	3,699,500	3,697,200	3,630,100	3,630,100	3,630,100	4 回 目		4 月	3,699,500	3,697,200	3,630,100	3,630,100	3,020,650			
合計			14,798,000	14,386,200	14,520,400	14,520,400	14,520,400	合計			14,798,000	14,386,200	14,520,400	14,520,400	12,082,606			
(第 3 項から第 6 項まで 省略)							(第 3 項から第 6 項まで 省略)											
(新設)							7 令和 7 年度につき、乙の利用料金収入の額が次の表に示す当該年度の想定収入額を下回る見込みとなったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第 1 項及び第 2 項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回ることが見込まれる額を当該管理費用の補填として支払うものとする。											
							<table><tr><td>年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>想定収入額</td><td>40,390,903</td></tr><tr><td>補填上限額</td><td>2,437,794</td></tr></table>						年度	令和 7 年度	想定収入額	40,390,903	補填上限額	2,437,794
年度	令和 7 年度																	
想定収入額	40,390,903																	
補填上限額	2,437,794																	
							8 前項の管理費用の補填の額の算出の基礎となる利用料金収入の額は、当該年度の 4 月から 2 月までの利用料金収入の合計額に、当該年											

度の利用状況から推計される3月の利用料金収入の見込額を加えた額とする。

9 第7項の管理費用の補填は、補填すべき額が確定した後、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

別表 2

1 一時利用・定期利用料金の額

区 分				単位	自転車	原動機付自転車 及び小型自動二 輪車
定期利用	屋根のあ る駐車場	一般	1 月	1 台につき	1,700 円	3,400 円
			3 月	1 台につき	4,600 円	9,200 円
			シーズン	1 台につき	10,200 円	20,400 円
		学生	1 月	1 台につき	1,200 円	2,400 円
			3 月	1 台につき	3,300 円	6,600 円
			シーズン	1 台につき	7,200 円	14,400 円
	屋根のな い駐車場	一般	1 月	1 台につき	1,200 円	2,400 円
			3 月	1 台につき	3,300 円	6,600 円
			シーズン	1 台につき	7,200 円	14,400 円
		学生	1 月	1 台につき	800 円	1,600 円
			3 月	1 台につき	2,200 円	4,400 円
			シーズン	1 台につき	4,800 円	9,600 円
一時利用			1 回	1 台につき	100 円	200 円

備考

- 「学生」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は市長が認める教育施設に通学する者をいう。
- 「シーズン」とは、4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間の利用をいう。
- 「1 回」とは、入場から出場までの間の利用をいう。ただし、入場から 24 時間を経過しても出場しない場合にあっては、入場から 24 時間を経過するまでの間の利用をいう。
- 定期利用のうち、利用開始日から当該年度における当該駐車場の利用期間の末日までの期間が 1 月未満である場合の駐車料金は、市長が別に定める。

2 超過料金相当額

下記表に規定する一時利用の区分により計算するものとし、当該経過した期間が 24 時間を超えるごとに 1 回分の額を加算する。

3 冬期保管料

(1) 自転車 1 台につき 2,300 円

(2) 原動機付自転車及び小型自動二輪車 1 台につき 4,600 円

ただし、冬期保管承認の申請及び上記表における定期利用区分「シーズン」の申請を同時にする場合の冬期保管料の額は、上記冬期保管料に定める額の 2 分の 1 に相当する額とする。

4 利用開始日から当該年度における当該駐車場の利用期間の末日までの期間が 1 月未満である場合の定期利用料金の額

区 分		利用開始日から当該年度 における当該駐車場の利 用期間の末日までの期間	単 位	自転車	原動機付自 転車及び小 型自動二輪 車
屋根のあ	一般	20 日以上	1 台につき	1,700 円	3,400 円

る駐車場		20 日未満	1 台につき	1,200 円	2,400 円
	学生	20 日以上	1 台につき	1,200 円	2,400 円
		20 日未満	1 台につき	800 円	1,600 円
屋根のない駐車場	一般	20 日以上	1 台につき	1,200 円	2,400 円
		20 日未満	1 台につき	800 円	1,600 円
	学生	20 日以上	1 台につき	800 円	1,600 円
		20 日未満	1 台につき	600 円	1,200 円

【参考】札幌市自転車等駐車場条例第 19 条（一部抜粋）

（利用料金の収受等）

- 第 19 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に駐車場の利用に係る料金（第 11 条の規定による駐車料金の額に相当する額を含む。以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 2 前項の場合においては、第 9 条、第 11 条及び第 17 条の規定にかかわらず、駐車場を利用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、第 11 条の規定による駐車料金の額に相当する額並びに第 17 条の規定による冬期保管料及び別表 2 の規定による駐車料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。